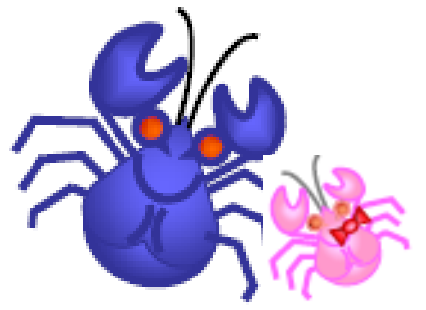




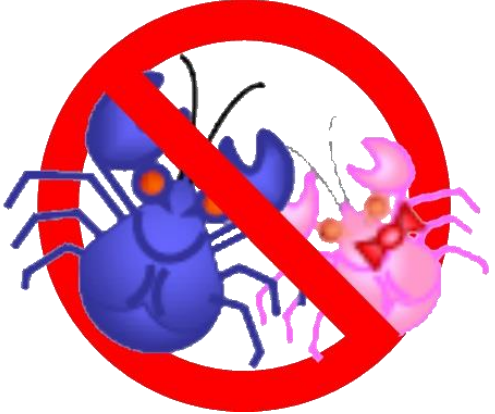
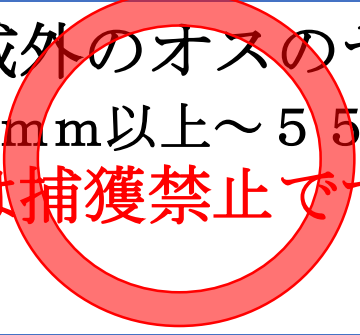

石垣市 ヤシガニ保護条例



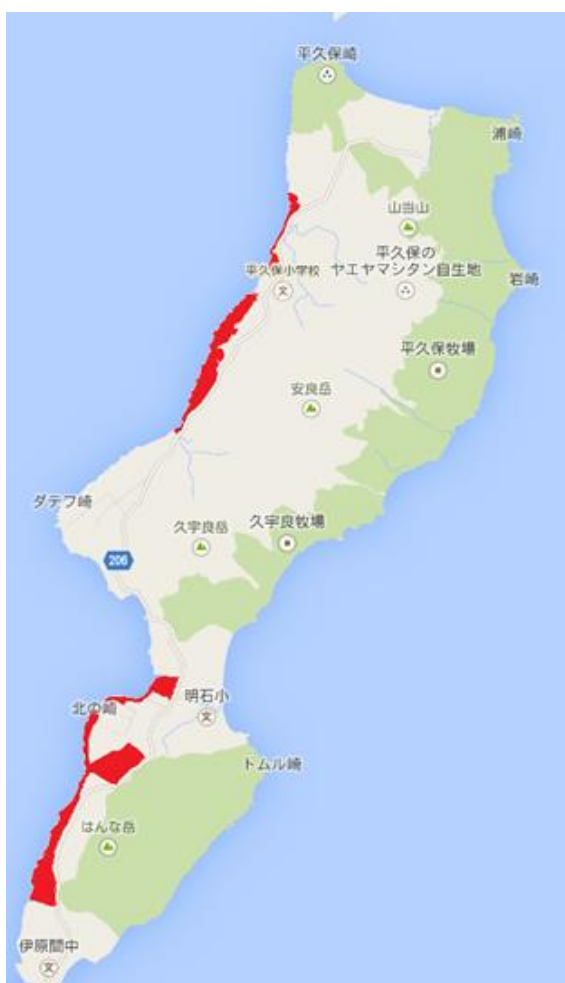
▲ヤシガニとは？

絶滅危惧種として指定(平成26年6月24日時点)されている世界最大の陸上節足動物です。八重山周辺では、6月から8月が繁殖期とされています。寿命がとても長く、60年前後と言われていますが、成長が遅く、1年で数ミリしか成長せず、胸長50mm(約1kg)になるのに、約20年以上かかります。そんな中、ペットとしても人気が高く、食材としても高価で取引されるため、乱獲傾向にあります。

▲捕獲禁止事項 (石垣市内で、捕まえること、傷つけること)

12月～8月	9月～11月(一部解禁)
<p>全面捕獲禁止</p> 	<p>保護区域外のオスのヤシガニ (胸長40mm以上～55mm未満) ※メスは捕獲禁止です</p>  <p>保護区域内のヤシガニ メスのヤシガニ 小さなヤシガニ(胸長40mm未満) 大きなヤシガニ(胸長55mm以上)</p> 

▲石垣市ヤシガニ保護区



石垣市では、平成26年6月24日より「石垣市ヤシガニ保護条例」が公布、施行されました。本条例は、市民共有の財産であるヤシガニの持続的な活用を目指し、適正な資源管理と継続的な保護活動を図るため、通年の捕獲等を禁止し、解禁期間を設けました。(詳細は上記表)

また、平成27年より伊原間から平久保にかけて、左図の赤色で示す地域を保護区として指定しています。保護区内においては、雄・雌問わずヤシガニの捕獲などを通年禁止しています。

本条例に違反した者は、**10万円以下の罰金**に処せられますので、十分な注意をお願いします。

石垣市のホームページにて詳細確認できますので、ご確認下さい。

石垣市ホームページ：<http://www.city.ishigaki.okinawa.jp>

お問い合わせ先：石垣市農林水産部水産課 0980-82-1529